

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護担当
内線番号	4763

No.	項目	内容
①	処分名	病性鑑定のための許可
②	法令名	狂犬病予防法
③	法令番号	昭和25年法律第247号
④	根拠条項	第14条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。</p> <p>2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。</p>
⑦	審査基準	<p>狂犬病予防法施行令 (昭和28.8.31政令第236号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五条(処分前の評価)</li> <li>・狂犬病対応マニュアル (H19年6月制定)</li> </ul>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)未設定
	経由機関	
	協議機関	保健所(狂犬病予防員)
	当該処分期間	生活衛生課動物愛護担当
⑫	問合せ	生活衛生課動物愛護担当(075-414-4763)
⑬	備考	